商品紹介

ENEOS株式会社

〒100-8162 東京都千代田区大手町1-1-2 TFL: 03-6260-2012

IND-4019-2104

スーパーハイランドSE-P

省エネルギー型耐摩耗性スラッジレス作動油(可燃性液体類)

スーパーハイランドSE-Pは、2002年に実施された消防法(危険物)の改正に対応し、引火点250℃以上を有する可燃性液体類に分類される省エネルギー型耐摩耗性スラッジレス油圧作動油です。スーパーハイランド SE-Pは摩擦調整剤の配合により従来の鉱油系油圧作動油に比較して省エネルギー性に優れるとともに、高度精製基油の採用と新規無灰系添加剤の使用による長寿命性も兼ね備えた油圧作動油です。

スーパーハイランドSE-Pは、優れた摩耗防止性能を発揮するだけでなく、ショック荷重にも耐える焼付防止性能も十分備えており、低圧から高圧に至るまでの各種油圧ポンプ・モーターに適しています。

●特 長

1. 引火点が250℃以上

スーパーハイランドSE(Saving Energy)-P(Plus)は、250℃以上の引火点を有し、可燃性液体類に 分類される商品です。

2. 省エネルギー性が優れている

新規摩擦調整剤の配合により摩擦特性に優れ、油圧ポンプ、バルブやアクチュエーター内の摩擦抵抗を低減し、従来の油圧作動油に比べて消費電力量の低減を図ることが可能です。

3. 酸化安定性・熱安定性が優れている

高度精製基油と新規無灰系添加剤の使用により スラッジの生成が極めて少なく、更油間隔が長く なります。

4. 潤滑性が優れている

優れた摩耗防止性能により、油圧ポンプやバルブの摩耗を防ぎ、装置の性能を十分に発揮させます。

5. 粘度指数が高く、流動点が低い

粘度指数が高いので、温度による粘度変化が小 さく、広い温度範囲で円滑な作動が得られます。

6. せん断安定性が優れている

優れたせん断安定性を備えているので、長時間の使用に対して粘度低下をほとんど起こしません。

●可燃性液体類のお取扱いに関わる注意事項

①危険物の屋内又は屋外貯蔵所に同時貯蔵する場合、原則として危険物と可燃性液体類のそれぞれを取りまとめて、相互に1m以上の間隔を置いて貯蔵することが必要です。

②可燃性液体類は、数量2立方メートル(2Kリットル)以上で「指定可燃物」となり市町村条例の規制を受けます。

●用 途

鍛圧機械、金属加工機械、射出成形機、押出機、 工作機械、建設機械、船舶甲板機械、荷役機械、 鉱山機械など、低圧から高圧まで各種油圧機械す べてに使用できます。

●荷 姿

2001ドラム、201ペール缶

● スーパーハイランドSE-Pの代表性状

種	類			32	46	56	68
色		(ASTM)		L0. 5	L0.5	L0.5	L0. 5
密	度	$(15^{\circ}C)$	$\mathrm{g/cm^3}$	0.844	0.852	0.858	0.868
動 粘	度	(40°C)	mm^2/s	34.0	43.5	55.8	66. 7
		(100°C)	mm^2/s	6. 43	7. 21	8. 29	9. 18
粘 度 指	数			144	128	121	114
引 火	点	(COC)	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	256	264	266	272
流 動	点		$^{\circ}\!\mathbb{C}$	-35	-30	-30	-30
酸	価		${\rm mgKOH/g}$	0.06	0.06	0.06	0.06
銅板腐	食	(100℃, 3h)		1	1	1	1
さび止め	性	(人工海水,24	lh)	さびなし	さびなし	さびなし	さびなし
消防法危険物分類				可燃性液体類			

※代表性状値は、商品の改定等により予告せずに変わる場合があります。 (2016年7月)



取扱上の注意 ▼取扱いについては下記の注意事項に従って行って下さい。

成分:	潤滑油基油、潤滑油添加剤
絵表示:	なし
注意喚起語:	なし
危険有害性情報:	なし
注意書き: 安全対策	・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
	・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
	・眼に入れないこと。飲み込まないこと。
	・取り扱い後はよく手を洗うこと。
	・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
応急措置	・飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。
	・飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
	・眼に入った場合:多量の流水で洗眼し、直ちに医師に連絡すること。
	・皮膚に付着した場合:多量の水と石けん(鹸)で洗うこと。
保管	・直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。
	・一度栓を開けた容器は必ず密栓しておくこと。
廃棄	・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則にしたがって廃棄すること。
	・不明な場合は購入先にご相談の上処理すること。